

第68期 定時株主総会 招集ご通知

自平成29年4月1日 至平成30年3月31日

日時

平成30年6月26日(火曜日)

午前10時 (受付開始：午前9時)

場所

東京都文京区後楽二丁目2番8号

当社本店 11階会議室

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより、**平成30年6月25日(月曜日)午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 第68期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役11名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	

(添付書類)

■ 事業報告	15
■ 連結計算書類等	43
■ 計算書類等	47

証券コード1893
平成30年6月5日

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

代表取締役社長 清水 琢 三

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号 当社本店 11階会議室
（末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第68期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



● 書面の郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限 平成30年6月25日（月曜日）午後6時到着

● インターネットによる議決権行使の場合

パソコン、スマートフォンで当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限 平成30年6月25日（月曜日）午後6時

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9:00~17:00）

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は平成30年6月25日（月曜日）午後6時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来に備えた経営基盤の強化及び技術開発や設備投資の実施などにより、収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、財務健全化の進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 14円 総額 4,002,637,324円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 10,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役11名全員が任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び役位	当事業年度 取締役会 出席状況
1	再任	しみず たくぞう 清水 琢三	代表取締役社長 兼 執行役員社長	100% (23回/23回)
2	再任	うえだ かずや 植田 和哉	代表取締役 兼 執行役員副社長	100% (23回/23回)
3	再任	とごう あきひこ 都甲 明彦	取締役 兼 執行役員副社長	96% (22回/23回)
4	再任	のぐち てっし 野口 哲史	取締役 兼 専務執行役員	100% (23回/23回)
5	新任	たはら りょうじ 田原 良二	専務執行役員	-
6	再任	いなとみ みちお 稲富 路生	取締役 兼 常務執行役員	100% (23回/23回)
7	再任	わたなべ ひろし 渡部 浩	取締役 兼 常務執行役員	100% (18回/18回)
8	新任	やました ともゆき 山下 朋之	執行役員	-
9	再任	かわしま やすひろ 川嶋 康宏	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (23回/23回)
10	再任	たかはし ひでのり 高橋 秀法	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (18回/18回)
11	再任	ふるや なおき 古屋 直樹	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (18回/18回)

候補者番号 **1**

しみず たくぞう
清水 琢三 (昭和33年6月8日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和58年4月	当社入社	平成26年4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長
平成21年4月	当社執行役員 名古屋支店長	平成26年6月	当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る)
平成24年4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長	平成28年5月	一般社団法人日本埋立浚渫協会 会長 (現在に至る)
平成24年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上		
平成25年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上		

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本埋立浚渫協会 会長

■ 取締役候補者とした理由

清水琢三氏は、当社における土木事業、経営企画等に関する豊富な業務経験を有しております。平成26年6月に社長就任以来、経営トップとして企業価値向上を目指した経営戦略を推進しており、引き続き豊富な職務経験や知見を経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
50,800株

候補者番号 **2**

うえだ かずや
植田 和哉 (昭和33年8月2日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和58年4月	当社入社	平成26年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上
平成23年4月	当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長	平成27年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上
平成25年4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部副本部長	平成29年4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長 (現在に至る)
平成26年4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長		

■ 取締役候補者とした理由

植田和哉氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
13,900株

候補者番号 3

と ごう あき ひこ
都甲 明彦 (昭和28年11月16日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和51年4月	当社入社	平成26年4月	当社専務執行役員 同上
平成20年4月	当社執行役員 国際事業本部副本部長	平成27年4月	当社専務執行役員 国際部門長
平成23年4月	当社常務執行役員 国際事業本部副本部長	平成27年6月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上
平成25年4月	当社常務執行役員 国際部門国際事業本部長	平成29年4月	当社取締役 兼 執行役員副社長 国際部門担当 (現在に至る)

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
96 % (22回/23回)

■ 所有する当社株式数
12,500株

■ 取締役候補者とした理由

都甲明彦氏は、当社における海外事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 4

の ぐち てっ し
野口 哲史 (昭和35年9月11日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和58年4月	当社入社	平成30年4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同上 (現在に至る)
平成24年4月	当社執行役員 名古屋支店長		
平成26年4月	当社執行役員 土木部門土木本部副本部長		
平成26年6月	当社取締役 兼 執行役員 同上		
平成28年4月	当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木本部長		

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
8,800株

■ 取締役候補者とした理由

野口哲史氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 **5**

た はら りょう じ
田原 良二 (昭和34年9月28日生)

新任



■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和57年4月	当社入社	平成30年4月	当社専務執行役員 建築部門建築本部長
平成24年4月	当社執行役員 建築部門建築本部副本部長 兼 建築企画部長		(現在に至る)
平成25年4月	当社執行役員 東京建築支店長		
平成26年4月	当社常務執行役員 同上		

■ 取締役候補者とした理由

田原良二氏は、当社における建築事業等に関する豊富な業務経験を有しております。その幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 所有する当社株式数
6,700株

候補者番号 **6**

いな とみ みち お
稲富 路生 (昭和36年7月16日生)

再任



■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和59年4月	当社入社	平成29年4月	当社取締役 兼 常務執行役員 同上
平成26年4月	当社執行役員 経営管理本部副本部長 兼 経営企画部長	平成30年4月	当社取締役 兼 常務執行役員 経営管理本部担当 兼 総合監査部担当 (現在に至る)
平成26年6月	当社取締役 兼 執行役員 同上		
平成28年4月	当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長		

■ 取締役候補者とした理由

稲富路生氏は、当社における財務、経営企画等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 所有する当社株式数
12,200株

候補者番号 7



わた なべ ひろし
渡部 浩 (昭和35年3月16日生)

再任

■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和59年4月 当社入社
平成27年4月 当社執行役員
建築部門建築営業本部副本部長
平成29年4月 当社常務執行役員
建築部門建築営業本部部長
平成29年6月 当社取締役 兼 常務執行役員
同上
(現在に至る)

■ 当事業年度(就任後)の
取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

■ 所有する当社株式数
15,700株

■ 取締役候補者とした理由

渡部浩氏は、当社における建築事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 8



やま した とも ゆき
山下 朋之 (昭和37年12月4日生)

新任

■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和61年4月 当社入社
平成29年4月 当社執行役員
経営管理本部人事部長 兼 総務部長
平成30年4月 当社執行役員
経営管理本部長 兼 総務部長
兼 CSR推進室長
(現在に至る)

■ 所有する当社株式数
3,200株

■ 取締役候補者とした理由

山下朋之氏は、当社における人事、総務等に関する豊富な業務経験を有しております。その幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号 **9**

かわ しま やす ひろ
川嶋 康宏 (昭和19年8月18日生)

再任 **社外** **独立**



■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和44年4月	運輸省(現 国土交通省) 入省	平成17年5月	日本港湾空港建設協会連合会 会長
平成10年6月	同省港湾局長	平成18年5月	社団法人海洋調査協会(現 一般社団法人海洋調査協会) 会長
平成12年6月	同省大臣官房技術総括審議官		(現在に至る)
平成13年1月	国土交通省技術総括審議官	平成18年7月	新日鉄エンジニアリング株式会社(現 新日鉄住金エンジニアリング株式会社) 顧問
平成13年7月	財団法人港湾空港建設技術サービスセンター(現 一般財団法人港湾空港総合技術センター) 理事長	平成28年6月	当社社外取締役(現在に至る)
平成16年3月	新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 顧問		

■ 当事業年度の取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人海洋調査協会 会長

■ 所有する当社株式数
1,400株

■ 社外取締役候補者とした理由

川嶋康宏氏は、港湾局長を務めるなど組織トップとしての経験が豊富であり、建設産業及び港湾建設技術に関する高い見識・専門知識を有しておられることから、引き続き当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。

■ 取締役在任年数
(本総会終結時) 2年

候補者番号 **10**

たか はし ひで のり
高橋 秀法 (昭和26年8月26日生)

再任 **社外** **独立**



■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和52年11月	武蔵監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入社	平成22年7月	日本公認会計士協会 常務理事
昭和57年8月	公認会計士登録	平成22年8月	同監査法人本部経営シニアアドバイザー、シニアパートナー
平成3年8月	センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 代表社員	平成26年6月	同監査法人退職
平成18年6月	新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 常任理事	平成26年9月	日本公認会計士協会 自主規制・業務本部長
平成20年8月	新日本有限責任監査法人 経営専務理事	平成29年6月	当社社外取締役(現在に至る)

■ 当事業年度(就任後)の取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

■ 重要な兼職の状況

日本バルカー工業株式会社 社外監査役(平成30年6月20日就任予定)

■ 所有する当社株式数
400株

■ 社外取締役候補者とした理由

高橋秀法氏は、公認会計士として、また監査法人における経営に、豊富な経験と知識を有しておられることから、引き続き当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。

■ 取締役在任年数
(本総会終結時) 1年

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の業務執行に携わっておられましたが、同監査法人を平成26年6月に退職してからすでに約4年経過しており、独立性に影響を与えることはないものと判断しております。

候補者番号 11

ふる や なお き
古屋 直樹 (昭和27年7月28日生)

再任 社外 独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

昭和51年4月	株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	平成23年6月	日本カーリット株式会社 常勤監査役
平成17年4月	みずほ信託銀行株式会社執行役員		株式会社デイ・シイ社外監査役
平成19年6月	同社常務取締役	平成25年10月	カーリットホールディングス株式会社常勤監査役
平成20年6月	みずほ総合研究所株式会社 常勤監査役	平成29年6月	東京中小企業投資育成株式会社社外取締役 (現在に至る)
平成21年6月	芙蓉総合リース株式会社 常務取締役 兼 常務執行役員	平成29年6月	当社社外取締役 (現在に至る)

■ 当事業年度(就任後)の取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

■ 重要な兼職の状況

東京中小企業投資育成株式会社 社外取締役

■ 所有する当社株式数
100株

■ 社外取締役候補者とした理由

古屋直樹氏は、みずほ信託銀行株式会社並びに芙蓉総合リース株式会社の取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しておられることから、引き続き当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。

■ 取締役在任年数
(本総会終結時) 1年

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の主要借入先の一つであるみずほ信託銀行株式会社に平成20年6月まで在籍しておられましたが、退任後約10年経過しております。
また、当社は、同氏が平成23年6月まで在籍していた芙蓉総合リース株式会社との間で取引がありますが、直近事業年度における取引額は同社及び当社の連結売上高の0.01%未満です。
以上のことから、独立性に影響はないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏は、いずれも会社法に定める社外取締役候補者であります。また、第2号議案をご承認いただいた場合には、当社は川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏との間で、当社定款第29条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏は証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。各氏は証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしております。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、14ページに記載のとおりであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役宮園猛氏及び豊島達哉氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号

1

みや ぞの
宮園

たけし
猛

(昭和30年8月4日生)

再任



■ 略歴及び地位の状況

昭和55年4月	当社入社	平成26年6月	当社監査役
平成22年4月	当社執行役員 東京建築支店長		(現在に至る)
平成24年4月	当社常務執行役員 同上		
平成25年4月	当社常務執行役員 建築部門担当(営業担当)		

■ 監査役候補者とした理由

宮園猛氏は、当社における建築事業や国内外の経営管理等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を当社の監査業務に活かすことができると考えております。

■ 当事業年度の
取締役会への出席状況
100% (23回/23回)

■ 当事業年度の
監査役会への出席状況
100% (14回/14回)

■ 所有する当社株式数
9,700株

候補者番号 2

しげもと きょうた
重元 亨太 (昭和38年3月24日生)

新任

社外

独立



■ 略歴及び地位の状況

昭和61年4月	安田火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 入社	平成28年4月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 執行役員営業企画部長
平成23年7月	株式会社損害保険ジャパン (現損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 愛媛支店長	平成30年4月	SOMPOビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 (現在に至る)
平成26年4月	損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社 取締役常務執行役員		

■ 重要な兼職の状況

SOMPOビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長

■ 社外監査役候補者とした理由

重元亨太氏は、損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社の取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有しておられることから、当社の監査体制強化に十分な役割を果たすことができると考えております。

■ 所有する当社株式数
0株

■ 社外監査役候補者に関する特記事項

重元亨太氏は、平成30年3月まで損害保険ジャパン日本興亜株式会社に在籍しておられ、当社は同社との間に保険取引や資金借入がありますが、直近事業年度における当社からの保険料の支払額は、同社の直近事業年度における保険料収入の0.02%程度であり、同事業年度末における同社からの借入金残高は、当社の同時点における連結総資産の0.1%程度です。
以上のことから、独立性に影響はないものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 重元亨太氏は、会社法に定める社外監査役候補者です。
なお、第3号議案をご承認いただいた場合に、当社は重元亨太氏との間で、当社定款第40条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 重元亨太氏は、証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として当社が上場する金融商品取引所に届け出ております。
なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、14ページに記載のとおりです。

以上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、社外役員という。）とは、以下のいずれにも該当しない者をいう。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^{*1}又は業務執行者であった者
- ② 現在又は過去5年間に於いて、当社の主要株主^{*2}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ③ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ④ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先^{*3}とする者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑤ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先^{*4}又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループから多額^{*5}の寄附を受けている組織の業務執行者
- ⑦ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑧ 現在又は過去3年間に於いて、当社の大口債権者等^{*6}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑨ 当社の会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑩ 当社グループから多額^{*5}の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- ⑪ 上記①～⑩に該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族
- ⑫ その他、当社の一般株主全体との間で上記各項で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある人物
- ⑬ 当社において、社外役員の地位の通算在任期間が8年間を越す者

※1 法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人又はその他の使用人

※2 議決権所有割合10%以上の株主

※3 その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者

※4 当社グループに対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者

※5 過去3事業年度平均年間1000万円以上

※6 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

(平成27年11月11日制定)

(添付書類)

■ 事業報告 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善が続くなかで、設備投資は緩やかに増加し、個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復が続きました。世界経済は、米国を中心に先進国で緩やかな回復が続き、中国などアジア地域でも景気は持ち直しています。一方、通商問題等の政策動向、金融資本市場の変動、地政学リスク等、世界経済に影響を与える不確実性に留意が必要な状況も続いております。

建設業を取り巻く事業環境は、国内の公共投資、民間投資ともに底堅く、再開発事業やインバウンド関連需要の増加等を背景に堅調に推移しました。当社の海外拠点であるシンガポール、香港の建設投資が堅調だったことに加え、政府の質の高いインフラ輸出の推進により、その他の東南アジアやアフリカなど、海外市場全体としても堅調に推移しました。

このような事業環境の下、当社グループは、昨年策定した中期経営計画（2017～2019年度）の基本方針と基本戦略に基づき、目標数値の達成に向けて注力してまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、売上高5,269億円（前連結会計年度比5.3%増）、営業利益276億円（同13.8%増）、経常利益256億円（同8.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益178億円（同16.7%増）となり、過去最高益を4期連続で更新することとなりました。売上高が増加したことに加え、工事収支が改善したことなどにより売上総利益が増加し、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、いずれも増益となりました。

【事業セグメント別概況】

国内土木



34.7%

売上高 1,839 億円

営業利益 140 億円

手持ち工事の順調な進捗により、売上高は1,839億円（前連結会計年度比18.4%増）、営業利益は140億円（同44.5%増）となりました。

当社個別の受注高につきましては、官庁工事は前期に比べ増加しましたが、前期に大型の民間海上土木工事を受注した影響などにより、全体で206億円減少し、1,667億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

(注) 左の円グラフは、各事業セグメント売上高の全事業セグメント売上高合計に対する割合を示しております。

○主な受注工事

発注者	工事名称
関東地方整備局	東京港臨港道路南北線沈埋函(4号函・5号函・6号函)製作・築造等工事
川崎市	都市計画道路殿町羽田空港線ほか道路築造工事
四国地方整備局	平成29-32年度 見の越トンネル工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
西日本高速道路株式会社	阪和自動車道 和歌山ジャンクション工事
石油資源開発株式会社	相馬LNG基地建設工事のうちLNGバース建設工事
中日本高速道路株式会社	東海北陸自動車道古屋トンネル

国内建築



26.5%

売上高 1,400 億円

営業利益 81 億円

売上高は1,400億円（前連結会計年度比6.5%減）、営業利益は81億円（同27.4%減）となりました。

当社個別の受注高につきましては、大規模商業施設や再開発工事など複数の大型工事を受注したことなどにより、前期に比べ243億円増加し、2,005億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

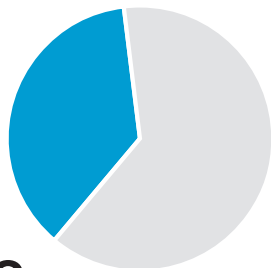
○主な受注工事

発注者	工事名称
武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合	武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事
万葉倶楽部株式会社	(仮称)小田原東口駅前再開発ビル新築工事
株式会社ディーエイチシー	DHC唐津シーサイドホテル新東館新築工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
福山通運株式会社	(仮称)福山通運(株)東京支店建替工事
いすゞ自動車株式会社	栃木第三工場建設工事
株式会社ゴールドクレスト	(仮称)熱海駅前計画新築工事

海外



36.8%

売上高 1,951 億円

営業利益 47 億円

売上高は1,951億円（前連結会計年度比6.3%増）、工事採算が改善したことなどにより営業利益は47億円（同120.8%増）となりました。

当社個別の受注高につきましては、過去最大規模の港湾工事など複数の大型土木工事を受注したことなどにより、前期に比べ2,003億円増加し、3,005億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

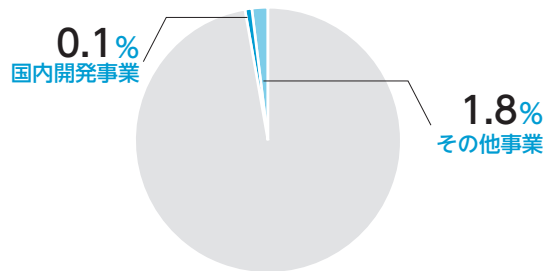
○主な受注工事

発注者	工事名称
住友商事株式会社 (バングラデシュ電力公社)	マタバリ火力発電所 港湾・敷地造成工事
シンガポール政府	テコン島A・C地区干拓地造成工事
シンガポール政府	チュアスターミナル第二期埋立工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
シンガポール政府	パシルパンジャン コンテナターミナル第3・4期
ベトナム政府	ラックフェン港建設(港湾)(第一期)パッケージ6
バングラデシュ電力公社	マタバリ火力発電所 準備工事

開発事業・その他



	(国内開発事業)	(その他事業)
売上高	7 億円	97 億円
営業損失	9 百万円	営業利益 6 億円

国内開発事業の売上高は7億円（前連結会計年度比82.3%減）、営業損失は9百万円（前連結会計年度は5億円の営業利益）となりました。

造船、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等を主な内容とするその他事業につきましては、売上高は97億円（前連結会計年度比2.7%減）、営業利益は6億円（同0.6%増）となりました。

【当社グループの事業セグメント別売上高及び営業利益】

(単位：百万円)

事業区分		売上高		営業利益	
建設事業	国内土木	183,910	18.4%	14,015	44.5%
	国内建築	140,091	△6.5%	8,128	△27.4%
	海外	195,120	6.3%	4,791	120.8%
開発事業		722	△82.3%	△9	－
その他		9,752	△2.7%	687	0.6%
計		529,596	5.3%	27,613	13.8%
消去		△2,694	－	3	－
合計		526,902	5.3%	27,617	13.8%

(注) %表示は、対前期比増減率を表示しております。

【当社の受注高・売上高・繰越高】

(単位：百万円)

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	216,242	166,788	171,953	211,077
	国内建築	179,726	200,543	136,432	243,837
	海外	(311,176) 309,815	300,585	190,056	420,344
	計	(707,145) 705,783	667,917	498,442	875,259
開発事業等		68	654	722	－
合計		(707,213) 705,851	668,572	499,164	875,259

(注) 前期繰越高の上段 () 内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、13,386百万円で、主なものは、建設機械、船舶などの新設及び更新によるものです。総額のうち5,377百万円は、建造を進めているSEP型多目的起重機船*への投資額です。SEP型多目的起重機船は、平成30年11月の完成を予定しております。

※SEP：Self-Elevating Platform（自己昇降式作業台船）

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、総額200億円のシンジケーション方式による長期コミットメントラインを設定しております。また、当連結会計年度におきましては、平成29年9月15日に第4回無担保社債を発行し、100億円の資金調達を行いました。

なお、当連結会計年度に、新株発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

昨年策定した中期経営計画（2017～2019年度）の初年度であった平成29年度（2017年度）は、目標数値を上回る順調なスタートを切ることができました。平成30年度も建設業を取り巻く事業環境は、国内外において引き続き堅調に推移するものと見込まれます。これらの状況を踏まえ、中期経営計画の目標数値を見直し、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。中期経営計画（2017～2019年度）の詳細につきましては、22～23ページをご参照ください。

当社グループが取り組む目下の経営課題は、将来的に労働人口が減少する中で、建設業の担い手を確保・育成するための働き方改革とそれを実現するための生産性の向上です。

長時間労働を防止し、計画的に休日を取得できるよう、土日閉所を原則とした週休二日の実現を目指して、工事事務所等における職場環境の改善に取り組んでいます。また、将来の担い手である若手や女性技術者の育成を進めてまいります。働き方改革を実現するためには生産性の向上が不可欠です。省力化・工業化・ロボット化工法の推進、AI^{*1}やICT^{*2}の活用による情報化施工、BIM/CIM^{*3}の推進により、生産性の向上に積極的に取り組んでまいります。土木・建築、国内・海外の部門間連携をこれまで以上に強化し、総合力を発揮できるよう現場力、技術力を高め、さらなる成長を目指します。

※1 AI：Artificial Intelligence（人工知能）

※2 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

※3 BIM/CIM（建設情報の3次元モデル化）

■中期経営計画（2017～2019年度）

「中期経営計画（2017～2019年度）」では、良好な事業環境のもと、臨海部と海外に強みを持つ特徴あるゼネラル・コントラクターとしての足元を固め、緩やかな事業拡大を目指します。

■ 五洋建設グループの使命

良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献と考えて、
確かな安全と品質で顧客の信頼に応え、技術を以って社会に貢献する

■ 目指すべき姿 ～創業125周年（2021年）に向けて

グローバルな臨海部ナンバーワン・コントラクター
（売上高5,000億円超をコンスタントに達成できる企業グループ）

■ 基本方針

臨海部と海外に強みを持つ特徴あるゼネラル・コントラクターとして、
“モノづくりに徹し、請負を極める* こと”を追求する

- ①高い倫理観を持ち、人と技術を大事にする会社
- ②取り組むべき意義のある仕事には必ず挑戦する会社
- ③国内土木、国内建築、国際の3部門がバランスよく利益貢献する会社
- ④本業強化と新規分野・周辺分野の開拓を両立する会社

※ “請負を極める”：建設のプロフェッショナルとして、計画・設計段階から建設、維持管理まで、事業者、利用者の立場に立って総合的な技術サービスを提供する

■ 基本戦略

1. 営業力・現場力・技術力の強化～請負を極める
2. 建設生産システム改革による生産性の向上 ～労働人口減少、高齢化への対応
3. 担い手の確保・育成、働き方改革の推進 ～生産性向上により実現
4. CSR経営の実践 ～ステークホルダー重視の経営

■ 経営目標

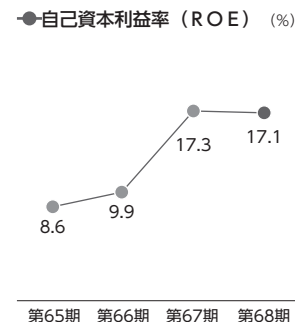
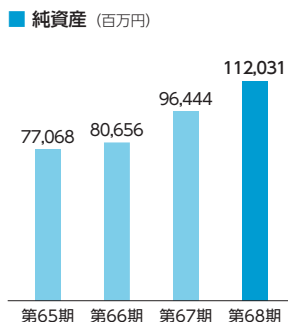
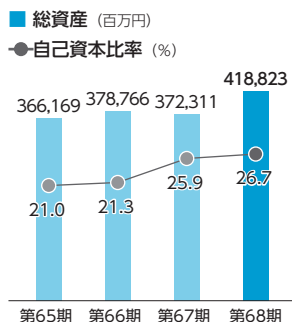
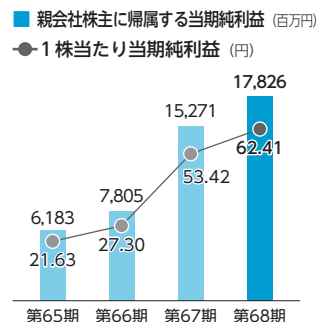
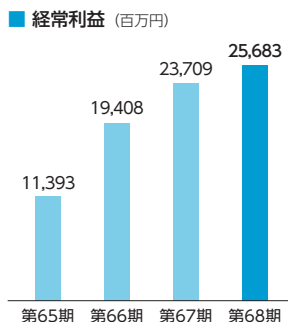
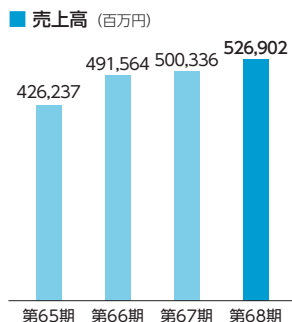
○中期経営計画（2017～2019年度）主要数値の実績と目標（見直し後）

		平成29年度 (2017年度) 第68期実績		平成30年度 (2018年度) 第69期予想		平成31年度 (2019年度) 第70期目標	
		個別	連結	個別	連結	個別	連結
業績目標	建設受注高	6,679億円		4,900億円		5,000億円	
	売上高	4,991億円	5,269億円	5,410億円	5,700億円	5,610億円	5,900億円
	営業利益	247億円	276億円	260億円	285億円	280億円	305億円
	経常利益	229億円	256億円	250億円	275億円	270億円	295億円
	当期純利益 /親会社株主に 帰属する 当期純利益	157億円	178億円	160億円	180億円	170億円	190億円
	1株当たり当期純利益	55.3円	62.4円	56.1円	63.1円	59.6円	66.6円
連結財務目標	自己資本比率	26.7%		31.1%		30%以上	
	有利子負債残高	674億円		600億円		600億円以下	
	D/Eレシオ(ネット)	0.0倍		0.2倍		0.1倍程度	
	自己資本利益率(ROE)	17.1%		15.1%		8%以上	
連結配当性向		22.5%		28.6%		25～30%	

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分		平成26年度 第65期	平成27年度 第66期	平成28年度 第67期	平成29年度 第68期
売 上 高	(百万円)	426,237	491,564	500,336	526,902
経 常 利 益	(百万円)	11,393	19,408	23,709	25,683
親会社株主に 帰属する当期純利益	(百万円)	6,183	7,805	15,271	17,826
1株当たり当期純利益	(円)	21.63	27.30	53.42	62.41
総 資 産	(百万円)	366,169	378,766	372,311	418,823
自 己 資 本 比 率	(%)	21.0	21.3	25.9	26.7
自己資本利益率(ROE)	(%)	8.6	9.9	17.3	17.1
純 資 産	(百万円)	77,068	80,656	96,444	112,031



② 当社の財産及び損益の推移

区 分		平成26年度 第65期	平成27年度 第66期	平成28年度 第67期	平成29年度 第68期
受 注 高	(百万円)	722,340	443,181	465,939	668,572
売 上 高	(百万円)	393,711	457,862	471,458	499,164
経 常 利 益	(百万円)	9,043	17,806	21,116	22,932
当 期 純 利 益	(百万円)	4,519	6,854	13,423	15,789
1株当たり当期純利益	(円)	15.81	23.98	46.95	55.28
総 資 産	(百万円)	345,575	356,334	355,313	406,546
純 資 産	(百万円)	69,794	74,457	87,155	100,345

(注) 当社は、当期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入し、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
五 栄 土 木 株 式 会 社	200	100%	土木・建築工事の設計施工及び建設用資機材の販売・リース
洋 伸 建 設 株 式 会 社	66	100%	土木・建築工事の設計施工及び建設用資機材の販売・リース
ペンタビルダーズ株式会社	100	100%	建築工事の設計施工及びビル管理業
警固屋船渠株式会社	100	100%	船舶の建造・修理及び販売等

当社グループは、当社と上記の重要な子会社4社を含む連結子会社25社及び関連会社5社から構成されております。

- ② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業名	事業内容
建設事業 (国内土木建築) (国内建築) (海外)	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者（特-28）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、建設工事の企画、調査、設計、積算、監理、施工、コンサルティング等の事業を行っております。
開発事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（13）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理、鑑定等の事業を行っております。
その他	主として子会社において、造船、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所など (平成30年3月31日現在)

① 当社

本店：東京都文京区後楽二丁目2番8号

支店：札幌支店（札幌市）	東北支店（仙台市）
北陸支店（新潟市）	東京土木支店（東京都文京区）
東京建築支店（東京都文京区）	名古屋支店（名古屋市）
大阪支店（大阪市）	中国支店（広島市）
四国支店（松山市）	九州支店（福岡市）

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：シンガポール営業所	香港営業所	ベトナム営業所
インドネシア営業所	マレーシア営業所	エジプト営業所
タイ営業所	中東営業所	ミャンマー営業所
アフリカ営業所	デリー事務所	

② 重要な子会社

五栄土木株式会社	本店（東京都江東区）
洋伸建設株式会社	本店（広島市）
ペンタビルダーズ株式会社	本店（東京都台東区）
警固屋船渠株式会社	本店（呉市）

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分		従業員数(人)	前期末比増減(人)
建設事業	国内土木	1,826 (152)	63 (7)
	国内建築	974 (62)	40 (4)
	海外	162 (1,938)	△1 (△54)
開発事業		2 (0)	△1 (△1)
その他		131 (15)	8 (1)
全社(共通)		80 (28)	△8 (10)
合計		3,175 (2,195)	101 (△33)

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員(1,938人)及び国内の臨時従業員(257人)は、年間の平均人数を()内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数(人)	前期末比増減(人)	平均年齢	平均勤続年数
2,673 (2,122)	101 (△38)	43.1才	18.6年

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員(1,881人)及び国内の臨時従業員(241人)は、年間の平均人数を()内に外数で記載しています。

(10) 企業集団の主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金額残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	8,305
みずほ信託銀行株式会社	3,932
株式会社広島銀行	3,910

2 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 599,135,000株
- (2) 発行済株式の総数 285,902,666株（自己株式 111,244株を除く）
- (3) 株主数 31,190名（前期末比 8,051名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	36,108	12.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,242	6.7
株式会社みずほ銀行	7,059	2.5
明治安田生命保険相互会社	6,656	2.3
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	5,431	1.9
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	5,257	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,090	1.8
ジユニパー	4,547	1.6
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,280	1.5
GOVERNMENT OF NORWAY	4,127	1.4

- (注) 持株比率は、自己株式（111,244株）を控除して計算しております。なお、自己株式数には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」にかかる信託口が保有する当社株式（456,100株）を含んでおりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

平成30年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏 名	役位・担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 水 琢 三	執行役員社長 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 会長
代 表 取 締 役	佐々木 邦 彦	執行役員副社長 総合監査部担当
代 表 取 締 役	植 田 和 哉	執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
取 締 役	都 甲 明 彦	執行役員副社長 国際部門担当
取 締 役	中 満 祐 二	専務執行役員 建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
取 締 役	野 口 哲 史	常務執行役員 土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術戦略室担当
取 締 役	稲 富 路 生	常務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長
取 締 役	渡 部 浩	常務執行役員 建築部門建築営業本部長
取 締 役	川 嶋 康 宏	一般社団法人 海洋調査協会 会長
取 締 役	高 橋 秀 法	
取 締 役	古 屋 直 樹	東京中小企業投資育成株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	宮 園 猛	
常 勤 監 査 役	福 田 博 長	
常 勤 監 査 役	大 橋 恵 明	
監 査 役	豊 島 達 哉	SOMPOクレジット株式会社 代表取締役社長 ユニバース株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役のうち、川嶋康宏氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏は、会社法に定める社外取締役です。また3氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち、福田博長氏、大橋恵明氏、豊島達哉氏は、会社法に定める社外監査役です。また3氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。大橋恵明氏は、金融機関や事業会社において財務経理担当役員を務めるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次の通りです。
- (1) 取締役五十嵐信一氏、小原久典氏は、平成29年6月27日に任期満了により退任いたしました。
- (2) 平成29年6月27日開催の第67期定時株主総会において、渡部浩氏、高橋秀法氏、古屋直樹氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しております。平成30年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
※執行役員社長	清 水 琢 三	
※執行役員副社長	佐々木 邦 彦	総合監査部担当
※執行役員副社長	植 田 和 哉	土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
※執行役員副社長	都 甲 明 彦	国際部門担当
専務執行役員	山 下 純 男	建築部門担当
専務執行役員	越 智 修	土木部門担当
※専務執行役員	中 満 祐 二	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
専務執行役員	藤 田 武 彦	土木部門担当
専務執行役員	上 総 周 平	土木部門担当
常務執行役員	下 石 誠	九州支店長
常務執行役員	田 原 良 二	東京建築支店長
常務執行役員	吉 永 清 人	土木部門担当
※常務執行役員	野 口 哲 史	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当 兼 技術戦略室担当
常務執行役員	福 島 正 浩	土木部門担当 (土木)
常務執行役員	島 内 理	土木部門担当 (営業) 兼 購買部担当
常務執行役員	前 田 宏	土木部門担当
常務執行役員	五十嵐 信 一	建築部門担当 (建築)
常務執行役員	松 山 章	大阪支店長
※常務執行役員	稲 富 路 生	経営管理本部長 兼 CSR推進室長
常務執行役員	佐々木 毅	建築部門担当
常務執行役員	大 下 哲 則	中国支店長
常務執行役員	勝 村 潤 治	国際部門国際管理本部長
※常務執行役員	渡 部 浩	建築部門建築営業本部長

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
執 行 役 員	中 澤 貴 志	安全品質環境本部長
執 行 役 員	坪 崎 裕 幸	建築部門担当
執 行 役 員	岡 田 富士夫	国際部門担当
執 行 役 員	緒 方 晴 樹	土木部門担当
執 行 役 員	片 山 一	四国支店長
執 行 役 員	小 辻 昌 典	名古屋支店長
執 行 役 員	古 野 博 己	土木部門担当（環境事業） 兼 2020事業室担当
執 行 役 員	町 田 周 一	東京土木支店長
執 行 役 員	北 橋 俊 次	経営管理本部経理部長
執 行 役 員	佐 藤 慎	国際部門国際土木本部長
執 行 役 員	藤 原 豊 満	建築部門担当（営業） 兼 東京建築支店副支店長
執 行 役 員	大 津 義 人	建築部門都市開発本部長
執 行 役 員	山 下 一 志	国際部門国際建築本部長
執 行 役 員	中 村 俊 智	東北支店長
執 行 役 員	関 本 恒 浩	技術研究所担当
執 行 役 員	櫻 井 克 之	札幌支店長
執 行 役 員	吉 田 成 男	建築部門担当（建築技術）
執 行 役 員	山 下 朋 之	経営管理本部人事部長 兼 総務部長
執 行 役 員	鶴 田 郁 夫	土木部門担当

- (注) 1. ※は取締役兼務者です。
2. 当事業年度中の執行役員の変動は次の通りです。
(1)平成29年4月1日に、植田和哉氏、都甲明彦氏が執行役員副社長に、五十嵐信一氏、松山章氏、稲富路生氏、佐々木毅氏、大下哲則氏、勝村潤治氏、渡部浩氏が常務執行役員に、関本恒浩氏、櫻井克之氏、吉田成男氏、山下朋之氏が執行役員に、それぞれ就任いたしました。
(2)平成29年11月1日に、鶴田郁夫氏が執行役員に就任いたしました。
(3)平成30年3月31日に、山下純男氏が専務執行役員を、中澤貴志氏が執行役員を、それぞれ退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき社外役員との間に社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬等の額は次の通りです。

取締役	13名	337百万円	(うち社外取締役	4名	31百万円)
監査役	4名	53百万円	(うち社外監査役	3名	32百万円)

- (注) 1. 取締役の支給人員と支給額には、期中に退任した2名を含めております。
2. 取締役に対する報酬として、平成29年6月27日開催の第67期定時株主総会において、平成30年3月末日に終了する事業年度から平成32年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とする業績連動型株式報酬制度を決議頂いております。当該制度は、取締役在任期間中に役位、業績に応じて一定のポイントを付与し、退任時に累積ポイントに応じた当社株式を、信託を通じて交付する制度であり、上記の支給額には本制度に基づく引当金繰入額を含んでおりません。

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は次の通りです。

当社は、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しており、将来の売上高の指標となる建設事業の受注高、現状の収益性の指標となる営業利益、企業価値の指標となる当社株価等を客観的評価項目とするとともに、定性的な個人の業績評価を加味して算定した報酬額を、代表取締役が独立社外取締役を委員長とする人事委員会に諮問し、取締役会で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 職 の 状 況
川 嶋 康 宏 (社外取締役)	一般社団法人 海洋調査協会 会長
古 屋 直 樹 (社外取締役)	東京中小企業投資育成株式会社 社外取締役
豊 島 達 哉 (社外監査役)	SOMPOクレジット株式会社 代表取締役社長 ユニバース株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 社外取締役川嶋康宏氏が兼職している他の法人等と当社との間に、重要な関係はありません。
 2. 社外取締役古屋直樹氏が兼職している他の法人等と当社との間に、重要な関係はありません。
 3. 社外監査役豊島達哉氏が兼職している他の法人等と当社との間に、重要な関係はありません。

② 主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
川 嶋 康 宏	当事業年度に開催した取締役会23回中23回に出席し、議案審議等に 必要な発言を適宜行いました。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、 意見等を適宜述べております。
高 橋 秀 法	就任後開催の取締役会18回中18回に出席し、議案審議等に必要な発 言を適宜行いました。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、 意見等を適宜述べております。
古 屋 直 樹	就任後開催の取締役会18回中18回に出席し、議案審議等に必要な発 言を適宜行いました。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員長として、 取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、答申案を取り纏 めております。
福 田 博 長	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会14回中14回に 出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
大 橋 恵 明	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会14回中14回に 出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
豊 島 達 哉	当事業年度に開催した取締役会23回中23回、監査役会14回中14回に 出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

摘 要	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	91百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	89百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	2百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	91百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォートレター作成業務等について、対価を支払っております。
4. 報酬等の額は、消費税等抜きで金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議題を決定し、株主総会に提案いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針について取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

① リスク管理規則、対策本部規程を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。

③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決裁権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

（4）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号）

（会社法施行規則第100条第1項第4号）

① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。

② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同

- 委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。
- ③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。
- ④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。
- ⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するとともにグループ会社の損失の危険に関する規程及び体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。
- ③ 取締役または執行役員は、関係会社管理規程に従い、グループ会社の取締役に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。
- ④ グループ会社各社にリスクマネジメント委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。
- ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規程に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) 監査役に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号～第7号)
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。
- 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。
- 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。
- ② 内部監査部門は、内部監査に関する

結果について監査役に報告する。

- 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
 - ② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

(内部統制システムの運用状況の概要)

(1) 内部統制システム全般

当社は、当社及びグループ会社を含めたグループ全体の内部統制システム全般の整備・運用状況を、内部監査部門が監査し、継続的な改善と適正な業務の確認を行っております。取締役会は、第68期事業年度末の時点で、内部統制システムの整備・運用状況を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

(2) コンプライアンス体制

当社は、教育実施計画を策定し計画的な教育の実施によりコンプライアンスの徹底を図っております。階層別、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修や「行動規範」の浸透状況の確認を含めた教育の実施をしております。また、「コンプライアンス相談窓口」制度により社内外に相談窓口を設けており、当社及びグループ会社が利用することで問題の早期発見と改善に努めています。

(3) リスク管理体制

リスクマネジメント委員会（当事業年度は12回実施）はリスクマネジメントの推進を行い、継続的な見直しによりリスク管

理体制を整備しております。リスクマネジメント委員会で報告されたリスクについて審議し、対応策等の実施を行いました。

また、大規模災害時の事業継続リスクに備えて、BCP防災訓練を実施しております。

(4) グループ経営管理体制

当社の内部監査部門による監査等を実施し、グループ全体の業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議を実施し、グループ会社の経営管理を行っております。

(5) 取締役の職務執行管理体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則月2回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を23回開催しております。

(6) 監査役の職務執行管理体制

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、グループ会社を含む営業拠点への往査等を実施しております。当事業年度において監査役会は14回開催しております。

また、監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席しており、代表取締役とは定期的に面談を実施しました。

監査役は、内部監査部門から内部統制システムの整備・運用状況について定期的な報告を受けるとともに随時情報交換を行い、監査の実効性を高めました。

監査役は、会計監査人との定期的会合等を通じて内部統制システムの整備・運用状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求めました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は以下の通りです。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

(基本方針の実現に資する取組み)

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念並びに中期ビジョンを策定しております。

当社グループは、経営環境の変化に対応、あるいは先取りをしながら、この理念・ビジョンの実現を目指し、企業価値の向上を図るため、3カ年を期間とする中期経営計画を策

定しております。この中期経営計画は、環境の変化を踏まえた経営方針を掲げ、実効性の高い施策を策定し、実行していくものです。毎期、計画の進捗状況を確認し、状況に応じて計画を見直すとともに、3カ年ごとに計画の達成状況を検証し、その評価を次の計画の策定に活かしております。当社グループは、このサイクルを継続していくことによって、環境の変化に柔軟に対応しながら、中長期的な企業価値の向上が実現できるものと考えております。

【ご参考】

現在当社グループが取り組んでいる「中期経営計画(2017～2019年度)」の詳細につきましては、22～23ページをご覧ください。

2. 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の持続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、基本的な考え方、運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を平成27年11月11日に制定しました。本ガイドラインに則り、経営環境の変化に対応しながら、迅速かつ果敢な意思決定ができる体制を構築し、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

なお、「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト(<http://www.penta-ocean.co.jp/>)に掲載しております。

○コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役、監査役会、会計監査人、内部監査部門が連携を図ることで経営に対する監督・監査機能の強化を図っています。

す。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、社外取締役を委員長とする役員人事及び報酬の諮問機関である人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。また、性別・年齢・国籍等にかかわらず、多様な人材の確保を推進しています。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

社外取締役と社外監査役は、自主的に社外者のみの意見交換会を開催し、独立した立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

○独立役員

当社は、社外役員6名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

○コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、平成20年4月にコンプライアンス委員会を発展的に改組したリスクマネジメント委員会を設置しています。法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。役職員一人ひとりが、経営理念を実現し、事業活動を適正に遂行して社会的責任を果たしていく上で、社会の一員として遵守すべき行動規範を定め、浸透に努めています。違法または不適切な行為の通報先に、社内窓口のほか経営陣から独立した社外の弁護士に内部通報窓口を設け、内部通報制度により伝えられた情報を適切に活用する体制を構築しています。

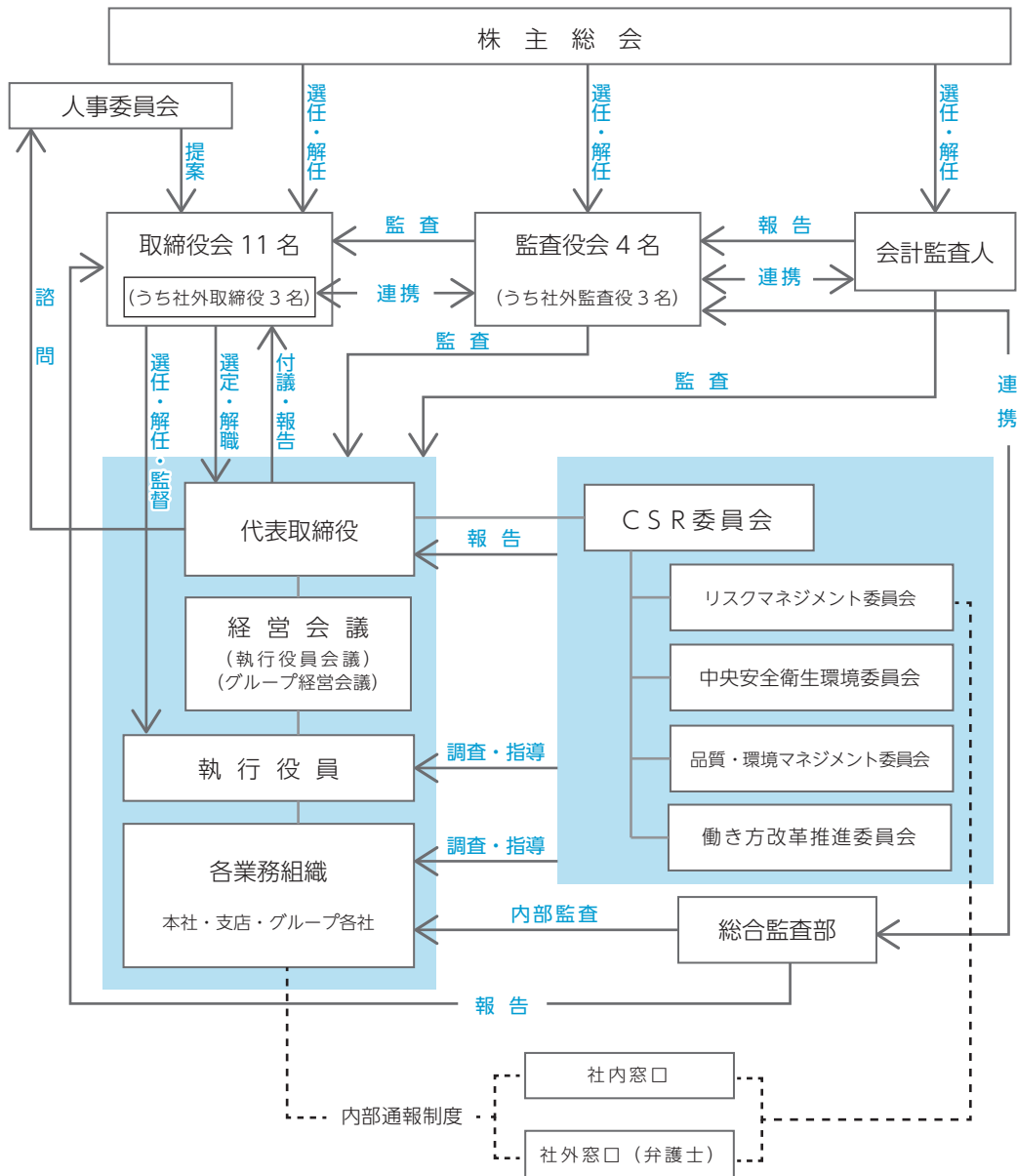
以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入いたしました。しかしながら、その後当社を取り巻く外部環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備が行われたことから、株主の皆様並びに当社取締役会が適正な判断をするために必要な情報や時間を確保するという当買収防衛策の導入目的が一定程度担保される状況となりました。これを勘案し、当社は平成25年5月13日開催の取締役会において、当買収防衛策の有効期限である平成25年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、当買収防衛策を継続しないことを決議いたしました。

今後当社は、当社株式の取引状況や株主の異動を引き続き注視し、万一当社株式の大量買付を企図する者が現れた場合は、金融商品取引法の定める手続きに則り、当該大量買付者に適切な情報開示を求めるとともに、当社の判断や意見も公表することで、株主の皆様が大規模買付行為に対し適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めてまいります。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制図



8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備えた経営基盤の強化及び技術開発や設備投資の実施などにより、収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。この方針の下、連結配当性向20～25%を目標に掲げています。

なお、平成31年3月期以降の連結配当性向につきましては、自己資本充実の進捗状況を勘案し、25～30%を目標といたします。

また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用していく考えであります。

(注) 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	418,823	(負債の部)	306,792
I 流動資産	315,598	I 流動負債	268,987
現金預金	65,706	支払手形・工事未払金等	127,446
受取手形・完成工事未収入金等	192,719	電子記録債務	12,883
未成工事支出金等	16,880	短期借入金	25,138
たな卸不動産	3,873	1年内償還予定の社債	10,000
未収入金	31,366	未払法人税等	5,551
繰延税金資産	2,644	未成工事受入金	44,527
その他	3,239	預り金	30,496
貸倒引当金	△831	完成工事補償引当金	1,476
II 固定資産	103,203	賞与引当金	2,488
(1) 有形固定資産	78,390	工事損失引当金	1,331
建物・構築物	12,051	その他	7,646
機械、運搬具及び工具器具備品	24,420	II 固定負債	37,805
土地	33,720	社債	20,000
建設仮勘定	8,125	長期借入金	12,354
その他	72	再評価に係る繰延税金負債	3,679
(2) 無形固定資産	1,400	役員株式給付引当金	86
(3) 投資その他の資産	23,412	退職給付に係る負債	491
投資有価証券	18,097	その他	1,192
繰延税金資産	92	(純資産の部)	112,031
退職給付に係る資産	2,413	I 株主資本	102,757
その他	4,008	資本金	30,449
貸倒引当金	△1,199	資本剰余金	18,386
III 繰延資産	21	利益剰余金	54,247
開業費	21	自己株式	△326
資産合計	418,823	II その他の包括利益累計額	9,213
		その他有価証券評価差額金	4,434
		繰延ヘッジ損益	26
		土地再評価差額金	3,910
		為替換算調整勘定	△160
		退職給付に係る調整累計額	1,002
		III 非支配株主持分	59
		負債純資産合計	418,823

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売上高	517,526	
完成工事高	9,376	526,902
II 売上原価	474,850	
完成工事原価	7,105	481,955
売上原価		
売上総利益	42,675	
完成工事総利益	2,271	44,946
III 販売費及び一般管理費		17,328
営業利益		27,617
IV 営業外収益		
受取利息	145	
受取配当金	346	
不動産賃貸料	122	
その他	289	903
V 営業外費用		
支払利息	714	
倒引当金繰入	951	
為替差損	912	
その他	258	2,837
経常利益		25,683
VI 特別利益		
固定資産売却益	86	
投資有価証券売却益	33	
子会社の清算益	27	
その他	5	153
VII 特別損失		
固定資産除却損	475	
その他	70	546
税金等調整前当期純利益		25,289
法人税、住民税及び事業税	7,613	
法人税等調整額	△144	7,469
当期純利益		17,820
非支配株主に帰属する当期純損失		5
親会社株主に帰属する当期純利益		17,826

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,449	18,386	39,841	△26	88,652
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△3,430		△3,430
親会社株主に帰属する当期純利益			17,826		17,826
土地再評価差額金の取崩			10		10
自己株式の取得				△300	△300
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	14,405	△300	14,105
当 期 末 残 高	30,449	18,386	54,247	△326	102,757

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産計	
	その他有価証券 評価差額金	繰上 損	延 シ 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額			その他の包括利益 累計額
当 期 首 残 高	3,242		69	3,920	△77	569	7,724	67	96,444
当 期 変 動 額									
剰余金の配当									△3,430
親会社株主に帰属する当期純利益									17,826
土地再評価差額金の取崩									10
自己株式の取得									△300
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	1,192	△42		△10	△83	432	1,489	△8	1,481
当期変動額合計	1,192	△42		△10	△83	432	1,489	△8	15,586
当 期 末 残 高	4,434		26	3,910	△160	1,002	9,213	59	112,031

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関谷 靖夫 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	406,546	(負債の部)	306,201
I 流動資産	304,853	I 流動負債	268,847
現金預金	60,174	支払手形	15,574
受取手形	9,618	電子記録債務	12,325
完成工事未収入金	178,186	工事未払金	108,530
販売用不動産	1,512	短期借入金	23,488
未成工事支出金	14,112	1年内償還予定の社債	10,000
開発事業等支出金	1,792	未払税金等	3,237
材料貯蔵品	1,072	未払法人税等	5,361
短期貸付金	1,140	未成工事受入金	43,980
未収入金	32,450	預り金	37,499
繰延税金資産	2,539	完成工事補償引当金	1,457
その他	3,103	賞与引当金	2,298
貸倒引当金	△851	工事損失引当金	1,328
		その他	3,765
II 固定資産	101,693	II 固定負債	37,354
(1)有形固定資産	60,909	社債	20,000
建物・構築物	10,561	長期借入金	12,354
機械・運搬具	9,650	繰延税金負債	173
工具器具・備品	655	再評価に係る繰延税金負債	3,679
土地	31,737	退職給付引当金	743
リース資産	178	役員株式給付引当金	86
建設仮勘定	8,125	その他	316
(2)無形固定資産	1,339	(純資産の部)	100,345
(3)投資その他の資産	39,444	I 株主資本	91,993
投資有価証券	17,920	(1)資本金	30,449
関係会社株式	1,414	(2)資本剰余金	18,386
長期貸付金	16,102	資本準備金	12,379
破産更生債権等	46	その他資本剰余金	6,007
長期前払費用	106	(3)利益剰余金	43,482
その他	5,027	その他利益剰余金	43,482
貸倒引当金	△1,173	固定資産圧縮積立金	99
		別途積立金	20,000
資産合計	406,546	繰越利益剰余金	23,383
		(4)自己株式	△326
		II 評価・換算差額等	8,351
		(1)その他有価証券評価差額金	4,434
		(2)繰延ヘッジ損益	7
		(3)土地再評価差額金	3,910
		負債純資産合計	406,546

損 益 計 算 書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		
完成工事高	498,442	
開発事業等売上高	722	499,164
II 売 上 原 価		
完成工事原価	457,753	
開発事業等売上原価	685	458,438
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	40,688	
開発事業等総利益	37	40,726
III 販売費及び一般管理費		15,938
営業利益		24,787
IV 営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	705	
その他	259	965
V 営 業 外 費 用		
支払払利息	725	
貸倒引当金繰入	951	
為替差損	915	
その他	227	2,820
経常利益		22,932
VI 特 別 利 益		
固定資産売却益	69	
投資有価証券売却益	33	
その他	4	108
VII 特 別 損 失		
固定資産除却損	474	
その他	68	542
税 引 前 当 期 純 利 益		22,497
法人税、住民税及び事業税	6,837	
法人税等調整額	△129	6,707
当 期 純 利 益		15,789

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自 己 株	株 資 合 本 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	111	10,000	21,001	31,113	△26	79,924
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△3,430	△3,430		△3,430
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△12		12	-		-
別 途 積 立 金 の 積 立						10,000	△10,000	-		-
当 期 純 利 益							15,789	15,789		15,789
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							10	10		10
自 己 株 式 の 取 得									△300	△300
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△12	10,000	2,381	12,368	△300	12,068
当 期 末 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	99	20,000	23,383	43,482	△326	91,993

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,241	69	3,920	7,231	87,155
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,430
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					-
別 途 積 立 金 の 積 立					-
当 期 純 利 益					15,789
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩					10
自 己 株 式 の 取 得					△300
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,192	△61	△10	1,120	1,120
当 期 変 動 額 合 計	1,192	△61	△10	1,120	13,189
当 期 末 残 高	4,434	7	3,910	8,351	100,345

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 関谷 靖夫 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社に赴き、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 園 猛 ㊟

常勤監査役 福 田 博 長 ㊟

常勤監査役 大 橋 恵 明 ㊟

監査役 豊 島 達 哉 ㊟

- (注) 監査役福田博長、監査役大橋恵明及び監査役豊島達哉は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

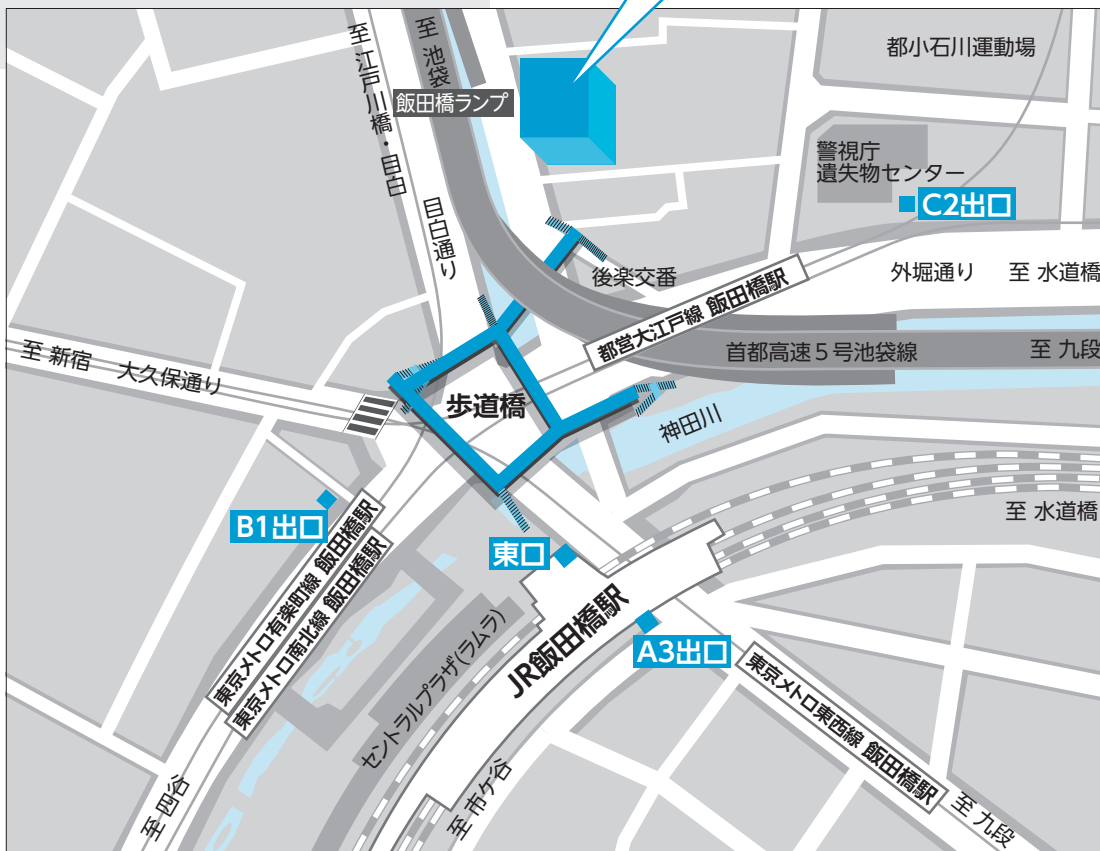
会場案内図



五洋建設 当社本店 11階会議室

東京都文京区後楽二丁目2番8号

TEL 03-3816-7111 (代表)



スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくとオンライン地図が表示されます。



QRコード



Google マップ™
ヘルリンク



交通のご案内

JR総武線	飯田橋駅 東	改札を出て左折 ⇒ 歩道橋へ
東京メトロ東西線	飯田橋駅 A3出口	出口を出て直進 ⇒ 歩道橋へ
東京メトロ有楽町線	飯田橋駅 B1出口	出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ
東京メトロ南北線	飯田橋駅 B1出口	出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ
都営大江戸線	飯田橋駅 C2出口	出口を出て右折 ⇒ 交番前を右へ



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。